
「資格管理事業統合特別会計規則」の一部改正について

日証協 平成 27 年 9 月 10 日

先般、あらたに「特定業務会員」のステータスを追加したことに伴い、「経理規則」等の一部改正を行った。当該改正に伴い、「資格管理事業統合特別会計規則」の一部を改正することとした。

本規則改正に係る趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

施行日は平成 27 年 10 月 1 日とする。

「資格管理事業統合特別会計規則」の一部改正について

平成 27 年 9 月 10 日
日本証券業協会

1. 改正の趣旨

先般、あらたに「特定業務会員」のステータスを追加したことに伴い、「特定業務会員」に係る会計単位の設置や会費の取扱いなどの整備を図るため、「経理規則」等の一部改正^{*}を行ったところである。

当該改正に伴い、「資格管理事業統合特別会計規則」についても、下記 2. (1) のとおり修正が必要なため、改正を行うこととする。なお、2. (2) については、他規則に合わせた表現に修正するものである。

2. 改正の骨子

- (1) 「第 5 条第 3 項第 3 号」とあるのを「第 5 条第 3 項第 4 号」に改める。(第 1 条)
- (2) 「第 9 条に規定する」とあるのを「前条に規定する」に改める。(第 10 条第 1 項)

3. 施行の時期

この改正は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

以 上

^{*} 協会員通知(経)26第33号「金融商品取引業の拡大等に伴う『経理規則』等の一部改正について」を参照。

「資格管理事業統合特別会計規則」の一部改正について

平成 27 年 9 月 10 日

(下 線 部 分 変 更)

改 正 案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、経理規則第 5 条第 3 項第 4 号に規定する資格管理事業統合特別会計（外務員登録事業及び資格試験事業に係る特別会計をいう。）について必要な事項を定め、当該特別会計の取扱いについての明確化等を図ることを目的とする。</p> <p>(外務員登録等事務分担金等の改定)</p> <p>第 10 条 資格管理事業統合特別会計のうち、一事業年度の資格試験事業に係る収入の額から支出の額を減じて得た額が、当該事業年度の当該事業に係る収入予算の額から支出予算の額を減じて得た額を大幅に上回る又は下回る状況が予想される場合には、次年度以降に適用する外務員登録等事務分担金若しくは前条に規定する資格試験事業に係る料金若しくは価格の改定又はその取扱いについて検討する。</p> <p>2 (現 行 ど お り)</p> <p align="center">付 則</p> <p>この改正は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、経理規則第 5 条第 3 項第 3 号に規定する資格管理事業統合特別会計（外務員登録事業及び資格試験事業に係る特別会計をいう。）について必要な事項を定め、当該特別会計の取扱いについての明確化等を図ることを目的とする。</p> <p>(外務員登録等事務分担金等の改定)</p> <p>第 10 条 資格管理事業統合特別会計のうち、一事業年度の資格試験事業に係る収入の額から支出の額を減じて得た額が、当該事業年度の当該事業に係る収入予算の額から支出予算の額を減じて得た額を大幅に上回る又は下回る状況が予想される場合には、次年度以降に適用する外務員登録等事務分担金若しくは第 9 条に規定する資格試験事業に係る料金若しくは価格の改定又はその取扱いについて検討する。</p> <p>2 (省 略)</p>